

## 太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項

項目	配慮事項	配慮した内容	
太陽電池 モジュール	全体	(1) 稜線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避ける。やむを得ずそのような場所を選定する場合は、尾根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないように、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめる。	稜線、斜面上部、高台等を避けて施設を設置し、旧ゴルフ場にて行われた造成から大きく地形を損ねるような造成を避けます。(添付土地利用計画および造成計画図参照)
		(2) 公共的な眺望点からの景観への影響に特に留意し、必要に応じて完成予想図の作成(シミュレーション)等の実施を検討する。	公共的な眺望点からの景観への影響がないことを確認しております。(添付完成予想結果参照)
	配置	(1) 敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退させる。	開発敷地は、主要な道路や住宅と十分な距離を確保した場所に位置しています。(添付位置図参照)
		(2) 施設の規模や地形等に応じて分割する等、大規模な平滑面が連続することを避ける。	旧ゴルフ場にて行われた造成から大きく地形を損ねるような造成を避けることで、大規模な平滑面の造成を避けています。(添付土地利用計画および造成計画図参照)
	規模	(1) 周辺からの視界をできる限り遮らないよう、施設の高さは極力抑える。	山地中腹の谷あい部分を中心に、施設を設置することで、周辺からの視界を遮らないよう配慮します。また、施設の高さも極力抑えます。(添付施設配置図、架台図)
		(2) 主要な道路や公共的な眺望点から見える場合は、太陽電池モジュールの垂直投影面積を極力抑える。	主要な道路や公共的な眺望点から見えないよう配慮しております。(添付完成予想参照)
	形態・意匠	(1) 当該地に応じた架台を選定するとともに、太陽電池モジュールの向きや傾斜をそろえる等、配列に一定の規則性を持たせる。	現地地形に応じた架台を選定し、太陽電池モジュールの向きや配列に規則性を持たせるよう配置します。(添付施設配置図参照)

	(2) 太陽電池モジュールの傾斜角は、周囲の山並み、建築物の屋根等と極力整合させる。	旧ゴルフ場の地形を可能な限り残しながら、これまでの景観が大きく変わらないよう配慮して、モジュールを配置します。(添付施設配置図参照)
	(3) 太陽電池モジュールの裏面が周辺の道路等から見えにくくする。	用地斜面方向に配慮して、モジュールを配置するため、周辺から裏面が見えることはありません。(添付施設配置図、完成予想図参照)

項目		配慮事項	配慮した内容
太陽電池 モジュール	材料・ 色彩等	(1) 低反射のものを選択するか防眩処理を施す等、太陽光の反射を低減する対策を行う。また、素材の結晶が目立たないものを選択する。	反射防止ガラスを採用することで太陽光の反射低減対策を実施します。(添付太陽電池モジュール仕様参照)
		(2) 黒又は濃紺を基本とし、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。	濃紺に近い色調で、遠方から目立たないものになります。 (添付太陽電池モジュール仕様、他事例写真参照)
	フレーム	(1) 低反射の素材を用いる。	アルマイト処理したアルミ合金を採用します。反射光を抑えた処理となります。 (添付太陽電池モジュール仕様、他事例写真参照)
		(2) 太陽電池モジュールと同系色を用いる。	艶消しのシルバー色となります。周辺と十分な距離を確保し、施設が見えないよう配置することで対応します。(添付太陽電池モジュール仕様、完成予想図参照)
付属設備		(1) フェンス等については、色彩、形態・意匠に配慮する。	残置森林と施設の境界に配置することで、周辺からフェンスが見えないよう配慮します。(添付フェンス図、完成予想図参照)
		(2) 電柱電線類については、極端に増加させないよう、低減に努める。	原則、地下埋設で対応します。
		(3) 架台、パワーコンディショナー及び変圧器等の付属設備については、色彩等に配慮する。	周辺から施設が見えないよう配置に配慮します。 (添付完成予想図参照)

敷地の緑化	(1) 植栽計画にあたっては、効果が早期に発揮できるよう、根巻きを行った苗などの使用を検討するとともに、植栽間隔や苗木の大きさに配慮する。	林地開発許可条件に則って、山林が適切に保全されるよう植栽を実施します。
	(2) 樹種の選定にあたっては、外来種及び低木性の樹種を避け、地域に適した植生とする。	林地開発許可条件に則って、樹種を選定します。
その他	(1) 施設の規模が大きく主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討する。	主要な道路や住宅地への反射光の影響は想定しておりません。(添付完成予想図参照)
	(2) 施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど、適切に維持管理を行い、景観の保守に努める。	電気事業法、森林法等の関連法令規則に則って、維持管理を行います。とくに、用地内の山林に関しては、林地開発許可条件に則って、緑地の適切な維持管理に努めます。

なお、上記以外でも、設置箇所周辺の土地利用状況、周辺景観の状況に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。